

**「公的統計の整備に関する基本的な計画」
の変更に関する答申（案）
ー共通基盤ワーキンググループ担当分ー**

平成29年11月16日

第3 公的統計の整備に必要な事項

1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減

- ※ 「事業所母集団データベースの整備・利活用」については、「第2-1-（3）国民経済計算及び経済統計の改善に向けた基盤整備・連携強化」において、一体的に整理。

（1）行政記録情報等及びビッグデータの活用

行政記録情報等及びビッグデータ等を統計の作成に活用することは、統計調査における報告者の記入負担軽減のみならず、正確で効率的な統計の作成にも寄与することから、統計作成府省における積極的な活用が必要となっている。

一方で、これらの行政記録情報等やビッグデータ等には、①法令上の制約や電子化の状況が多様であること、②偏りやノイズなど個々のデータの性質の違いが大きいこと、③データ形式の標準化・統一化がなされていないことなどから、利用可能性の高いもの又は優先度の高いものから個別的・集中的に対応を進めていくことが重要である。

このため、総務省は、「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年5月19日統計改革推進会議。以下「最終取りまとめ」という。）において、専門技術を有する委員等及び関係者による協議会を設け、集中的に課題に対応するパイロット的な枠組みを設けることとされていることも踏まえ、産官学連携による会議を開催し、民間データの活用に係る先行事例があるデータ又は優先度の高いデータ等（官の保有するものを含む。）を選定し、関係者の協力を得て集中的に協議することにより利活用上の各種課題の解決やベストプラクティス等を積み上げるとともに、ビッグデータ等の効果的な利用状況の把握に努めその情報の共有・横展開を促すことにより、各府省、地方公共団体、民間におけるデータ等相互活用を推進する。

また、各府省は、以下の取組を通じて、行政記録情報等及びビッグデータ等の活用を推進に取り組むとともに、それらのデータを適正に管理する。

ア 行政記録情報等の活用

各府省においては、平成26年度を始期とする現行の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）に基づき、①統計調査の企画に当たって、行政記録情報等の活用可能性を検討、②総務大臣による統計調査の承認審査や統

計委員会における基幹統計調査の審議における検討状況の確認、③行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査の実施・公表などを通じて、利活用の促進を図っている。

一方、「統計改革の基本方針」（平成28年12月21日経済財政諮問会議。以下「基本方針」という。）及び最終取りまとめにおいては、①より正確な景気動向の把握や長期的な経済動向の分析、特に、賃金動向等の把握のための補完的な情報として、所得に関する税情報を活用する研究、②報告者の同意を得て、当該報告者が別に各府省に報告した行政記録情報を、統計の作成に転用することを可能とする仕組み等の構築に向けた具体的な検討、③公開情報や行政記録情報の活用による調査事項の縮減や代替が求められており、関係府省における更なる取組の強化が必要となっている。

このため、総務省は、行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査を充実するとともに、諸外国の取組状況も踏まえつつ基礎・実用の両面から行政記録情報の活用に係る研究を推進する。また、内閣府は、財務省の協力を得つつ、所得に関する税情報を賃金動向等の把握のための補完的な情報として活用することを端緒として、研究を進める。さらに、総務省は、関係府省と連携し、報告者の同意を得て行政記録情報を調査票への記入に代えるなど統計の作成に活用することや調査票の記入に代えて企業内の既存データの提供を求めることに関する個別具体的な方策を検討するとともに、行政記録情報から作成する業務統計について、利用者ニーズを踏まえた提供情報の充実等に取り組むことにより、行政記録情報等の利活用の推進を図り、その利活用状況や課題等に関して、統計委員会及び府省間で情報共有・横展開を進める。

これらの取組に加え、各府省は、引き続き、統計調査の企画に当たって、行政記録情報等の活用可能性を事前に精査・検討し、調査事項の縮減や代替を図るとともに、総務大臣による統計調査の承認審査や統計委員会における基幹統計調査の審議等において確認することを原則とする。また、この行政記録情報等の活用可能性の事前の精査・検討等に当たっては、各府省の政策立案過程総括審議官（仮称。以下同じ。）等と連携しつつ、取組を推進する。

イ ビッグデータの活用

「世界最先端 I T 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成29年5月30日閣議決定。以下「官民データ活用推進基本計画」という。）においては、官民データの利活用に取り組むこととされている中、

公的統計の分野でも、一部の府省において、POSデータ等のビッグデータを、新たな統計指標や分析に活用するための検討が進められている。

一方、基本方針においては、ビッグデータの活用について、①景気動向の把握向上を考慮し、既存統計で把握できていない経済活動の把握に努めること、②新たな景気動向把握のための指標として、POSデータをきめ細かく分析に利用する手法の開発を検討すること、③物流データを活用した地域間の移出入の動向把握に向けた研究を推進することに加え、④各府省における活用状況や企業等からのデータ提供の在り方、データの品質の確保、専門人材の育成等について、統計委員会において定期的な情報交換を行うことにより、各府省における効率的な活用に努めることが求められている。

このような状況の中、ビッグデータの活用にあたっては、偏りなどのデータ特性やデータ形式、企業等からの提供方法などに応じた個別具体的な研究を実施する必要があることから、各府省における取組状況や企業等からのデータ提供の在り方などについて、統計委員会を中心に情報共有を図りつつ、基本方針に掲げられた個別の課題解決に取り組む。

(2) オンライン調査の推進

各府省では、第Ⅱ期基本計画に基づき、①調査企画時における導入の検討、②総務大臣による統計調査の承認審査や統計委員会における審議に際しての確認、③取組の基盤となる「オンライン調査の推進に関する行動指針」（平成27年オンライン調査推進会議申合せ）の策定、④モバイル機器携帯型端末も利用可能な「政府統計オンライン調査総合窓口」の機能改善・拡充、⑤各府省との情報共有・取組への支援等に取り組んだ結果、オンライン調査の導入率は平成28年度に8割近くに達している。

一方、最終取りまとめでは、オンライン調査の導入早期化及び利用率の向上、これを促進するための調査システムの利便性向上や、スマートフォン・タブレット端末への対応などが求められている。

また、オンライン調査の導入及びオンライン回答率の向上は、統計調査を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、報告者の負担軽減・利便性の向上を図るとともに、調査票回収率・記入率の向上を通じた正確性の確保への寄与及び統計調査業務の効率化を実現するために、有効な手段となっている。

このため、各府省は、統計調査の企画に当たり、オンライン調査の導入やオンライン回答率の向上方策を引き続き検討することを原則とするとともに、ICTの普及状況を踏まえた「政府統計オンライン調査総合

窓口」の機能改善・拡充等に一体となって取り組む。

(3) 報告者の負担軽減・統計ニーズの把握

公的統計の作成及び提供に当たっては、社会・経済情勢の変化に伴い生ずる統計ニーズを把握し、そのニーズに的確に対応することが有用性の向上という観点からも重要である。一方で、統計ニーズに対応するため、報告者に過度な記入負担を強いることは、統計調査への協力意識の低下、ひいては統計調査の結果精度にも影響を及ぼすことにも留意が必要である。

各府省では、第Ⅱ期基本計画に基づき、報告者に対する統計ニーズに係るアンケート調査の見直しや、所管統計の改善等に係る統計ニーズの情報共有、統計委員会における統計利用者等との意見交換会の実施等を通じて、ニーズを踏まえた統計の整備・改善等に取り組んでいる。

一方、基本方針や最終取りまとめにおいては、①政策立案者を含めた定期的な意見交換の場の設置や、改善提案等を組織的に収集・反映する仕組みの構築、②統計調査企画時におけるニーズ把握・反映の原則化、③統計委員会における報告者の声の募集と対応案の公表、④E B P M推進委員会・E B P M推進統括官との連携等、⑤統計調査に対する報告者が地方自治体、独立行政法人等や民間による各種調査との間の重複等も負担と感じていることに留意した上での重複等の取扱いに関する議論や調整の促進が求められている。

このため、総務省は、報告者の負担軽減・抑制にも留意しつつ、社会・経済情勢の変化等に適切に対応した公的統計の作成及び提供を推進するため、各府省やE B P M推進委員会とも連携しつつ、経常的に報告者の声やユーザーのニーズを把握し、それらへの対応方策の作成・公表を行うとともに、統計委員会を中心に、その対応状況のフォローアップを定期的に行う。また、総務省は、報告者が地方公共団体、独立行政法人等や民間による各種調査やアンケート調査等との間の重複等も負担と感じていることに留意し、これらの機関等との議論や調整を促進するため、必要に応じて当該機関等に対する情報提供や連絡等を行う。

さらに、各府省における統計調査の企画・設計に当たっては、統計ニーズや報告者の声を把握し、その反映を検討することを原則とするとともに、自府省の政策立案過程総括審議官等に、必要なデータの有無や所在を事前確認することにより、報告者の負担軽減やユーザーニーズへの的確な対応、調査事務の効率化を図る。

なお、総務省は、承認手続に係る審査等において、これらの取組のフォローアップを行うことにより、各府省の取組を推進する。また、統計棚卸しの取組や各府省が行った政策立案過程総括審議官等に対するデータ確認等の結果も活用することにより、承認手続における審査等の簡素化・迅速化を図る。

2 統計の品質確保

(1) 統計基準の整備及び統計間の比較可能性向上

ア 統計基準の整備

統計基準は、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準として、重要な役割を担っており、その設定や見直しを適時・的確に行うことが必要となっている。

第Ⅱ期基本計画においては、統計法（平成19年法律第53号）第28条の規定に基づく統計基準について、継続性の観点に留意しつつ、概ね5年ごとに社会経済情勢の変化等を踏まえて改定の必要性を検討することとしている。

一方、最終取りまとめにおいては、国民経済計算及びその基盤となる産業連関表のSUT体系への移行に向け、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）の見直しや、生産物分類の段階的な構築が求められている。

さらに、シェアリングエコノミーなど企業等における経済活動の多様化に対応するためには、専従の役員・労働者等が存在しない法人等を把握するなど、経済統計のカバレッジ拡大に取り組むことが必要となっている。

このような状況も踏まえ、統計法に基づく統計基準については、継続性の観点に留意しつつ、社会・経済情勢の変化等を踏まえ、引き続き概ね5年ごとに改定の必要性を検討する。特に日本標準産業分類については、SUT体系への移行に向け、必要な改定に取り組むとともに、専従の役員・労働者等が存在しない法人等に関する取扱いを整理する。

イ 統計間の比較可能性向上

各統計の集計結果における地域区分、年齢階級、事業所規模等の表章区分について、その標準化を図ることは統計相互の整合性や比較可能性の向上を図る上で有用である。

第Ⅱ期基本計画では年齢や事業所規模等に関する標準的な表章区分の在り方を検討するとされ、基幹統計を中心に現状の精査を実施しているところである。

さらに、基本方針や最終取りまとめでは、「政府統計の総合窓口」（e-Stat。以下「e-Stat」という。）の統計情報データベースに登録されている統計調査の都道府県別データについて、主要地方ブロック別にデータを取得する機能を追加することや、統計間で異なっている地域区分の在り方について、ユーザーニーズを踏まえて検討することが求められている。なお、e-Statにおける主要地方ブロック別のデータ取得機能については、追加されることとなっている。

このため、総務省は、各府省と連携し、更なる現状把握や諸外国の動向等を踏まえつつ、年齢、事業所規模、地域区分等の表章区分の標準化の在り方を検討し、順次、結論を得た上で、その適用を推進することにより、統計間の比較可能性の向上を図る。ただし、表章区分については、各統計の作成目的や、精度確保等とも関連することから、一律に標準化を図るには影響が生じることに留意する。

（２）民間委託された統計調査の品質確保・向上

公的統計を効率的に作成し、有用性の高い統計を適時に提供するためには、限られた統計リソース（予算・人員）を、調査の企画・分析等の中核的な業務や、国政の運営に大きな影響を及ぼす統計の業務に集中的に投入するとともに、優れたノウハウやリソースを有する民間事業者を効果的かつ適正に活用することが引き続き重要となっている。

統計調査を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、各府省では、第Ⅱ期基本計画に基づき、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成17年各府省統計主管課長等会議申合せ。平成29年改正。）にプロセス保証の観点を追加する改定を行うとともに、同ガイドラインに沿った仕様書等の改善などを各府省に促すなどして、適正な民間事業者の活用を図っている。

今後、民間事業者を一層効果的に活用する観点から、統計調査に精通した民間事業者の育成や裾野の拡大等を通じ、官民を越えて統計を支える基盤を構築するとともに、郵送・オンライン調査の手法による実査業務や照会対応業務等民間事業者が優れたノウハウ等を有する業務については、積極的に民間事業者を活用する。

また、各府省は、統計調査の品質の確保・向上に有効とされる総合評価落札方式及び複数年契約の推進や、民間委託において参考となる事例等を共有するとともに、同ガイドラインに基づく仕様書の見直しやプロセス管理の実現、民間委託業務の事後的検証を含めた情報共有に取り組む。

(3) 統計に共通する課題の研究・各府省等への支援

各府省では、第Ⅱ期基本計画に基づき、政府共通インフォメーションボードを活用し、研究成果を共有する仕組みを構築しているものの、研究開発の支援は試行的な段階にとどまっている。

一方、基本方針では、ビッグデータの活用に向けた研究が求められている。また、最終取りまとめでは、情報収集方法の高度化など時々の技術動向を踏まえた研究が求められている。

このため、各府省では、共通的な研究開発の計画・成果について、引き続き情報共有の充実を図るとともに、統計研究研修所においては、その知見を活用し、高度な統計技術の研究開発に引き続き取り組むことに加え、各府省等への支援を強化する。なお、統計委員会は、各府省における研究開発について、必要に応じて技術的な支援や助言を行う仕組みを構築し、早期に取組を開始する。

また、総務省は、ICT技術の発展などに伴い、統計調査方法の高度化を図るため、情報収集方法の高度化に関する研究を継続するとともに、無作為抽出により行った調査員調査の結果と、モニター調査など別の手法により行った調査の結果との統合推計などの研究に取り組む、統計調査員業務の重点化に反映する。

なお、より高度な統計技術の研究開発に当たっては、大学等の外部研究機関等との共同研究を積極的に活用することにより、研究の推進、共通する課題の解決に取り組む。

(4) 統計棚卸し・品質管理の推進等

ア 統計棚卸し等 (P)

各府省では、第Ⅱ期基本計画に基づき、調査事項の精査、行政記録情報等の活用やオンライン調査の推進などを通じて、統計の精度を確保しつつ、効率的な統計の作成・提供に努めているものの、統計を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、報告者の負担軽減や、統計の作成・提供の効率化を図ることにより、限られた統計リソースを集中的に投入することが益々重要となっている。

また、基本方針においても、統計調査の公表に係る作業・処理工程を見直し、そのベストプラクティスの共有を図るとともに、重複感の多い統計や利用度の低い統計の整理・合理化、効率化を推進するよう求められている。さらに、最終取りまとめでは、①統計委員会に設置した「統計棚卸しチーム」（仮称）による定期的な棚卸しを通じたモニタリングと継続的な改善の実施、②報告者・調査実施者・統計作成

者・ユーザーにわたる統計に関する官民のコストを3年間で2割の削減などが求められている。

このため、統計委員会は、総務省及び各府省と連携し、統計の精度向上や業務効率化、統計の利活用促進、報告者の負担軽減等の取組を総合的に推進する観点から、民間部門の業務改革で活用されているBPR¹手法を活用した「統計棚卸し」を、既存の政府統計全般を対象に、3～5年の周期で企画、実査、審査・集計、提供・利活用の各段階における共通的な視点を設定して実施する。

また、平成29年度に総務省が実施した統計精度検査（標準検査²及びオプション検査³）については、取組を通じて各種の課題が明らかになるなど、その有効性が確認できたことから、この取組を継続的かつ効率的に実施するため、標準検査は統計棚卸しと一体的に行うこととし、オプション検査については対象となる統計を選定するなど計画的に行うこととする。さらに、各府省は、今般の統計精度検査を通じ明らかとなった課題について、次期基本計画期間中における着実な課題解決に取り組むとともに、総務省はその対応状況のフォローアップを行う。なお、総務省による統計調査の承認審査については、統計棚卸しの取組や政策立案過程総括審議官等と連携を図りつつ、簡素化・迅速化する。

さらに、各府省は、統計改革の確実な実施に必要な統計リソースを計画的に確保する一方で、最終取りまとめにおいて掲げられている統計の官民コスト（統計の調査実施者及び作成者、報告者、ユーザーの作業等に要する時間コストの合計）を3年間で2割削減する目標について、削減計画の策定・実施を通じ、その実現を図るとともに、総務省は、進捗状況のフォローアップ・情報共有を実施することにより、その実現を後押しする。ただし、最終取りまとめに基づく統計改革の取組のために追加的に発生するコストについては、コスト削減目標の対象外とする。なお、統計の官民コストの削減に際しては、統計

¹ BPR (Business Process Reengineering) とは、現在の業務プロセスを詳細に調査・分解し、国民サービスの質の向上や人的リソースの活用等の面からどのような問題点があるかを徹底的に分析して、本質的な課題を発見し、適切な効果指標の設定にも留意しつつ、その改善を通じて、業務プロセスそのものの再構築を図ることをいう。（「国の行政の業務改革に関する取組方針（平成28年8月2日総務大臣決定）」による。）

² 標準検査とは、各統計の精度に関する情報の公表状況（いわゆる「見える化」の状況）を共通の基準により検査（チェック）するものをいう。

³ オプション検査とは、①母集団への適合状況検査、②他統計とのかい離分析、③欠測値検査、④各種シミュレーション検査、⑤総合検査、⑥特別検査により検査（チェック）するものをいう。

ニーズに反した調査の廃止や調査項目の縮減、調査結果の精度低下、異なる統計間の比較可能性の喪失等が生じないように統計委員会が注視することとする。

イ 品質管理の推進等

E B P Mの推進に当たっては、政策部局と統計部局等との間に、政策課題の把握、政策効果の予測・測定・評価による政策の改善と、統計等データの整備・改善が有機的に連動するサイクルの構築が必要である。

各府省では、第Ⅰ期基本計画に基づき、統計ニーズを基盤とする統計改善の指針となる「公的統計の品質保証に関するガイドライン」（平成22年各府省統計主管課長等会議申合せ。平成28年改正。）を制定するとともに、第Ⅱ期基本計画に基づき、同ガイドラインにプロセス保証の考え方を導入するための改正や、同ガイドラインに基づいた取組を進めている。

一方で、各府省がニーズに応じた有用性の高い統計を効率的に作成・提供するためには、統計の品質保証活動に引き続き取り組み、所管統計・統計調査の改善を図るとともに、統計作成過程の更なる透明化を促進し、公的統計への理解と活用を一層推進する必要がある。

また、最終取りまとめにおいて、統計棚卸しや評価チーム（仮称）による評価など、第三者による評価の取組が求められていることから、その動向や各府省における品質保証活動の取組状況に加え、関連学会における研究成果、国際的な動向等を踏まえ、各府省における取組の指針となる「公的統計の品質保証に関するガイドライン」についても、不断の見直しを進める。

3 統計の利活用促進・環境改善

（1）調査票情報等の提供及び活用の推進

調査票情報等の提供及び活用⁴は、調査実施者やデータ保有者等が想定していなかったニーズへの対応を可能とするなど、既存データの有効活用を図る取組である。

関係府省では、第Ⅱ期基本計画に基づき、①オーダーメイド集計の対象とする統計調査・年次の拡大や利用条件の緩和等に向けた検討、②匿

⁴ 統計法第3章に規定する①調査票情報の二次利用（第32条）、②調査票情報の提供（第33条）、③オーダーメイド集計（第34条）及び④匿名データの作成及び提供（第35条及び第36条）の総称。

名データを提供する調査・年次の拡大、年次追加に伴う手続きの簡素化、③オンサイト利用の実用化に向けた検討、④個票データレイアウト等を調査票情報の提供前に申出者が活用できる仕組み・方策の構築、⑤調査票情報の適切な保管等に取り組んでいる。

一方、調査票情報等の提供及び活用については、基本方針及び最終取りまとめにおいて、①オーダーメイド集計における申出手続きの簡易化や対象統計の拡大を検討すること、②調査票情報の利活用のためのオンサイト施設において、行政記録情報の活用も可能とすることに加え、当該施設における利用を法的に位置付けることを検討し、その整備を推進すること、③一般の人も利用できる匿名データの提供を、法制面、技術面から検討し、提供を開始することなどが求められており、更なる取組を推進する必要がある。

また、国民・企業の情報管理意識が高まっている中、調査客体の信頼性を確保しつつ、調査票情報等の提供及び活用の要望に柔軟に対応していくに当たっては、よりセキュアな環境において、調査票情報等の有効活用に取り組む必要がある。

このことから、総務省は、セキュリティレベルの高いオンサイト利用の拡充を図るため、利用拠点数及び利用可能な統計調査の拡充並びに行政記録情報の統計的な利活用を行うために必要なシステム基盤の整備に取り組むとともに、提供及び活用に関するワンストップサービス（一元的な申出受付・提供等）を担うための中央データ管理施設等の体制・運用等の具体化を図る。さらに、総務省を始め各府省は、オンサイト利用を中心に、利用環境等のセキュリティレベルに応じた調査票情報等の提供の在り方について検討を行う。

また、関係府省は、オーダーメイド集計及び匿名データの提供について、利用者のニーズを考慮し、提供対象とする統計調査・年次の追加等に引き続き取り組むとともに、利用条件の更なる緩和や、利用促進策等を検討する。さらに、オーダーメイド集計については、より利便性の高いオンデマンド集計の実用化に向けた研究を行うとともに、利用要件や費用等に関し具体例を示すなど利用者に向け更なる情報提供の充実に取り組む。また、匿名データについては、より広い範囲の者が利用できるようにする形での提供に向け、必要な法制面、技術面からの検討を踏まえた早期の提供に向け取り組む。

なお、各府省は、調査票情報等について、引き続き適正な管理を行うとともに、調査票情報を利用した研究成果等については一覧機能や検索機能などにも留意した上で、広く閲覧可能な環境を整備する。

(2) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進

社会全体における統計データの利活用の促進を図るためには、統計データの利活用の基盤の整備・強化を図るとともに、統計データを利活用可能な形で提供することが重要である。

総務省は、第Ⅱ期基本計画に基づき、e-Statについて、API (Application Programming Interface) 機能、地図による小地域分析 (jSTATMAP)、統計LOD (Linked Open Data) など統計データの高度利用のための機能強化に取り組んでいる。また、e-Statにおける統計情報データベース及びAPI機能を付加した統計データ登録の促進を図るため、①未登録となっている一般統計の登録支援、②操作手順の簡素化、③登録用API機能の導入によるデータ登録の自動化等を推進している。

一方、最終取りまとめでは、e-Statについて、①統計的な利活用を行うために用いられる行政記録情報の検索機能の追加や業務統計の掲載促進、掲載事務の効率化、②データ検索の利便性向上、③機械判読が可能な形式でのデータ提供、④データ提供の迅速化、API機能の強化等が求められている。また、官民データ活用推進基本計画において、統計データのオープン化の推進・高度化として統計データに対し機械判読に適した形式での提供が求められている。

このため、総務省は、e-Statについて、統計作成において使用している行政記録情報に関する項目検索機能を追加するとともに、ユーザーニーズや、海外の政府及び国際機関の統計サイトの有用な機能を取り入れ、更なる改善を推進する。また、各府省は、政府統計データについては、e-Statへの登録を原則とするとともに、登録に当たっては機械判読可能な形式などでの掲載、特により利便性の高いデータベースによるデータ提供を計画的に実施するほか、調査の概要など統計を利用する際に必要な情報も登録するなどにより、統計利用者の利便性の向上を図る。なお、総務省は各府省におけるデータ登録を促進するための周知徹底や支援を引き続き行うとともに、各府省と連携を図りつつ調査票情報の保存形式の共通化等を進め、統計データ登録業務の効率化を図る。

(3) 統計リテラシーの向上

国民や事業者が、統計データをより適切に利用するためには、統計リテラシーの向上が必要であり、特に初等教育から高等教育までの各段階における統計リテラシーの向上が重要と考えられる。また、統計リテラシーの向上には、国民や事業者の統計調査に対する協力意識の醸成にも効果的である。

各府省では、第Ⅱ期基本計画に基づき、①教員を対象とした「統計指導者講習会」の研修内容の充実、②「ブロック別統計指導者講習会」の開催による研修機会の拡大、③学習ワークブックの刊行、④「データサイエンス・オンライン講座」などの無料学習サイトの開設・充実など、統計教育の充実に取り組んでいる。

一方、最終取りまとめでは、統計リテラシーの向上方策として、大学における統計教育との連携・協力や、教育の場を活用した統計調査の必要性・位置付け等の周知強化が求められている。

このため、総務省は、関係府省と連携しつつ高等教育機関との連携・協力を推進し、大学生や社会人向けの講座等の充実、専門職大学院等への講師派遣を進めるとともに、これまでの無料学習サイト・教材等の開発、教員向けコンテンツ等の提供といった取組の充実、教員向けセミナーや児童・生徒向け講座の積極的な開催、統計調査の必要性等を説明した教材の作成・提供に取り組む。

また、総務省は、地方公共団体による統計教育等を更に推進するため、国及び地方公共団体の統計教育等の取組の情報共有・横展開を図る。さらに、既に一部の都道府県において取り組んでいる学生調査員の任用は、調査員の確保のみならず、調査員業務を経験することによる統計リテラシー向上に資する取組であることから、これらの取組を一層推進するため、地域の大学と都道府県との連携を促進する。

(4) 報告者の理解増進・公平感の確保

統計調査を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、統計調査の円滑・効率的な実施や統計精度向上のためには、報告者における統計調査への理解増進を図る取組を更に強化するとともに、報告義務を課す基幹統計調査における報告者間の公平感を確保することが重要である。

各府省では、第Ⅱ期基本計画に基づき、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」（平成22年各府省統計主管部局長等会議申合せ。平成25年改正）や「統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対処に係る考え方」（平成25年総務省政策統括官（統計基準担当）室）等を

踏まえつつ、府省間及び地方公共団体との情報共有や、報告者の理解増進に取り組んでいる。

一方、最終取りまとめでは、①統計法第15条に基づく立入検査等⁵を積極的に行っていくこと、②罰則規定の周知徹底やマンション管理団体等との連携推進、③報告義務の周知を含めた広報の強化、④マンション管理団体等との定期的な協議等を通じた連携の強化等が求められている。

また、共働き世帯が平成27年には平成22年と比べ1割増加している（総務省「労働力調査」による）ことや、オートロックマンションが平成25年には平成20年と比べ3割強増加している（総務省「住宅・土地統計調査」による）ことなどを踏まえると、特にオートロックマンション等の共同住宅における調査環境の改善が重要となっている。

このため、総務省を中心とする関係府省は、統計調査に協力する報告者の公平感や統計調査の結果精度を確保するため、基幹統計調査の実施に際し、企業等から報告がなかなか得られない場合の対応として、立入検査等を積極的に実施する必要がある。その統計調査の選定に当たっては、①事業所・企業等を対象としていること、②調査票の未提出による結果の補正等が困難であること、③母集団情報として利用されるなど他統計調査に多大な影響を与えることを基本とする。対象となる客体の選定については、①継続的に督促を行っているにも関わらず未報告、②数次の調査にわたり継続的に未報告、③組織的な対応として未報告のいずれか又は複数に該当することを基本的な考え方として、当該統計調査の結果への影響度なども勘案し、各調査において具体的に決定するものとする。また、立入検査等の実効性を確保するため、立入検査等の実施に際しては、事前に対象企業等に通知の上、会計担当者など必要な対応ができる者の立会いを求めることや、事後に立入検査等の実施状況を公表することを原則とする。当面の対応として、総務省及び経済産業省は、これらの実施事項等の更なる具体化を図るため、その重要性にも鑑み、経済センサス - 活動調査を念頭に検討を進める。

また、総務省及び関係府省は、共同住宅における調査環境の改善を図るため、マンション管理関係団体等との定期的な意見交換などの取組を行う。

さらに、各府省は、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に基づく取組の推進・強化を図りつつ、実査を担う地方公共団体も含め、非協力者への対応や広報に係る成功事例等について情報共有・横展開を図る。

⁵資料提出要求や必要な場所に立ち入ったの帳簿・書類その他の物件の検査又は関係者への質問

(5) 大規模災害発生時等の備え

公的統計は、大規模災害等の発生時においても、被害状況の把握・影響の推計に留まらず、その後の復興計画の策定や復興状況を評価する際のデータとしても活用されるなど、重要な役割を担っている。

このような状況の中、第Ⅱ期基本計画に基づき、総務省において「大規模災害が発生した場合に関する対応指針」（平成28年総務省政策統括官（統計基準担当）決定）を策定したものの、各府省における個別の行動計画策定には至っていない。

このため、各府省は、「大規模災害が発生した場合に関する対応指針」に基づいた行動計画の策定に取り組むとともに、総務省を中心に当該行動計画の策定過程での問題点等を踏まえつつ、必要に応じて対応指針を改定する。

4 統計リソースの確保・統計人材の育成

(1) 統計リソースの計画的な確保及び再配分・最適配置等

次期の「公的統計の整備に関する基本的な計画」の着実な推進を通じて、統計改革の実現や統計行政の諸課題を解決するためには、国・地方公共団体を通じた統計リソースの確保・向上等を図ることが不可欠となっていることから、各府省は統計委員会を中心に、一体となって以下の取組を推進する。

ア 統計リソースの計画的な確保及び再配分・最適配置

各府省は、第Ⅱ期基本計画に基づき、統計リソースの確保に努めているものの、平成25年4月1日現在1,990人から平成29年4月1日現在1,895人と、依然として統計職員は減少傾向にある。

一方、基本方針では、統計関係の予算・機構定員等の抜本見直し・充実を図ることや、予算の充実・メリハリ、国・地方公共団体の効率的な統計作成の実施体制に向けた見直しを推進することが求められている。また、最終取りまとめでは、①既存の統計リソースの有効活用を図るとともに、統計改革の確実な実施に必要な統計リソースを計画的に確保することや、②統計リソースの再配分と最適配置を促進し、新たな課題への対応のインセンティブを強化するメリハリのある体制整備を行うことが求められている。

このため、各府省は、統計リソースについて、その再配分と最適配置を促進することなどにより、既存の統計リソースの有効活用を図る

とともに、GDP統計を軸とした経済統計の改善や、ユーザーの視点に立った統計システム再構築と利活用促進など、統計改革の実現に必要な統計リソースを計画的に確保する。また、総務省は、この統計リソースの確保を支援するため、統計委員会を中心に、統計リソースを重点化するべき分野等を定める。なお、人的リソースの確保に関しては、専門知識等を有する者を確保するため、産官学との連携を図る。

また、統計リソースの確保に関し他府省と共有すべき新たな技術や有効な取組を、統計委員会等を通じ、引き続き府省間での情報共有を進めることにより、各府省における統計リソース確保の取組を支援・促進する。

なお、独立行政法人統計センターは、調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に中核的な役割を担っている機関である。また、調査票情報等の提供及び活用に関しては新たな提供形態であるオンサイト利用を進めることが次期基本計画で求められていることや、機械判読可能な形式での統計情報の提供が求められているなど、政府全体の情報提供機能の強化が求められていることから、総務省は、これらの取組を着実に推進するため、引き続きそのリソースの確保に努める。

イ 地方公共団体との連携・支援

地方公共団体は、各府省が実施する統計調査の実査を担うという側面のみならず、地方における統計利用や普及啓発等に当たっても重要な役割を担っている。このため、各府省では、第Ⅱ期基本計画に基づき、①調査計画の見直しによる地方公共団体の業務量の軽減、平準化、②地域別表章の充実・支援、③統計調査事務地方公共団体委託費の交付対象範囲の見直し等に努めている。

一方、最終取りまとめでは、①総務省が策定する地方統計機構（都道府県統計主管課等）における事務の見直しや高度化等を促進するための将来ビジョンを活用して見直し・高度化プランを提案する地方統計機構に必要な支援を行うこと、②都道府県別表章の充実に向けた上乘せ調査の支援、推計・提供方法の在り方を検討し、順次実施すること、③地方統計機構の職員と国の統計機構の職員の人事交流の枠組みを整備すること、④統計研究研修所を活用したオンライン研修の充実、分析事例等を定期的に提供すること、⑤地方統計機構と大学等との連携を強化することなどが求められている。

また、国・地方公共団体を通じた厳しい財政事情の中、都道府県統

計専任職員の減少傾向に歯止めがかからない状況となっている。

このため、各府省は、民間事業者の優れたノウハウを有する業務を中心に民間事業者を積極的に活用することを含め、報告者の特性も勘案した適切かつ効率的な調査手法の採用を検討するなどして、地方公共団体を経由する統計調査の精査や、統計調査員への支援などを通じて地方公共団体の業務量の軽減等に引き続き取り組む。

また、総務省を中心とする関係府省は、国が都道府県の統計主管課などに委託する事務等について、地域の実情に応じた調査手法・審査手法の見直しや高度化等を促進するため、協力を得られた地方公共団体との試行運用結果を踏まえつつ、当該見直しや高度化等に対する必要な支援を行う。併せて、地方公共団体の実情や利活用ニーズ等も踏まえつつ、地方公共団体におけるE B P Mの推進を支援するため、都道府県別表章の充実に向けた上乘せ調査の技術面での支援や推計・提供方法の研究などに取り組む。

さらに、関係府省は、①地方公共団体に対する支援等の一環として、地方公共団体の職員と各府省の職員との人事交流を促進し、総務省は、②統計研究研修所と連携したオンライン研修の充実や、優れた分析の事例・技術等に関する情報の定期的な提供、③地域の大学等との連携に有用な専門家を活用した先進事例の提供や専門家リストの作成・提供等に取り組む。

ウ 統計調査員の確保・育成・支援

統計調査員は、統計調査の結果精度の確保に重要な役割を担っているものの、その中核を担っている登録調査員⁶における61歳以上の者が占める者の割合は平成17年度の約4割と比べ27年度には約6割に上昇するなど、統計調査員の高齢化が進展する中、業務負担の軽減や、その確保・育成が大きな課題となっている。

各府省では、第Ⅱ期基本計画に基づき、地方公共団体と連携し、統計調査員の役割や重要性の周知に努めるとともに、統計調査員の確保・育成や処遇改善、負担軽減等に関する取組を継続的に実施しているが、顕著な効果は現れていない。

一方、最終取りまとめでは、①統計調査員の能力向上を図るための具体的な方策の検討・実施、②ICTやコールセンター等による調査員の支援、③接触困難な報告者への対応や調査環境改善等を行う体制

⁶ 統計調査員となる意思を有する者として、あらかじめ登録された者

の整備、④統計棚卸しを通じて、統計調査員でなければならない調査業務へのリソースの集中、⑤オンライン講座などの研修機会の増加・充実などが求められている。

このため、関係府省は、限られた統計調査員のリソースを有効に活用する観点から、事業所・企業等を対象とする統計調査について、調査ごとの特性や事業所母集団データベースの整備状況、結果精度の確保に留意しつつ、統計棚卸し等も踏まえ、可能な限り郵送・オンライン調査への段階的な移行を検討する。ただし、国が行う多数の統計調査の母集団情報を提供することを目的とした調査や調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用されている調査等については、その結果精度の低下が、統計全体の精度や国政の運営に大きな支障が生ずるおそれがあることから、慎重かつ十分に検討する。

また、関係府省は、統計調査を的確に実施し、必要な結果精度を確保する上で、統計調査員が必要不可欠な人材であるという認識のもと、地方公共団体と連携しつつ、統計調査員の役割や重要性等に関する周知の充実を図るなど、引き続き統計調査員の確保・育成・処遇改善等に取り組む。

さらに、関係府省は、①学生や生涯学習受講者等の任用に向けた取組の推進、②統計調査員の活動状況の研究・分析等を通じた研修の充実などによる優れた統計調査員のノウハウ等の共有、③オンライン調査に関する研修の充実やICT、コールセンター等を活用した支援などを通じ、統計調査員の業務能力の向上を図り、統計調査員の質や国民の信頼の確保に努める。

(2) 統計人材の確保・育成

統計リソースに限りのある中、統計作成の効率化及び報告者の負担軽減を図りつつ、統計の品質を確保し、統計の利活用促進・環境改善などを推進するためには、個々の職員の能力向上が不可欠である。

各府省では、第Ⅱ期基本計画に基づき、人事交流や研修の充実を図るなど、多面的な取組の定着促進を図っている。さらに、統計研究研修所では、国・地方公共団体や研修参加者等のニーズを踏まえ、研修内容の充実や、多忙な業務の中でも研修に参加できるMOOC型のオンライン講座の新設などに努めている。

一方、最終取りまとめでは、①国・地方の職員一般を対象とした統計研修の充実・強化を図ること、②人材育成上効果的な実務経験を付与し得る府省に職員を派遣し、OJTや研修等を通じた人材育成の枠組みを

整備すること、③SUT体系への移行業務を中心とした統計改革の実現に必要な若手研究者等の専門人材を中長期にわたって確保するための円滑化方策を検討することなどが求められている。

また、EBPM推進委員会及び統計委員会においては、各府省の統計部門の人材についても、次期基本計画と連動する形で、①必要なポストの整備、②人材の採用・確保・研修、③職員のスキルの評定とその活用、④人事サイクルや業務経験の計画的付与、⑤人事交流の方策等について検討し、人材の確保・育成等に関する方針（仮称）を平成29年度中に策定することとしている。

このため、各府省においては、統計改革の取組を後退させることないよう、策定された人材の確保・育成等に関する方針（仮称）に則った取組を推進する。

また、統計調査環境が悪化しつつある状況において、統計調査の精度確保を図るためには、欠測値補完や推計など、統計作成・利用に当たっては高度な統計知識が求められる。このような環境においては、産学の民間専門人材を積極的に活用する必要がある、中長期にわたってこれらの人材を円滑に確保する必要がある。このため、各府省は、大学の若手研究者等の円滑な確保に向け、学会との交流や論文作成など研究者としてのキャリアパスに配慮しつつ、公的統計の作成に携われるよう、超過勤務の縮減やフレックスタイム制の活用などにより、研究者としての活動もできるよう勤務環境の整備に努めるとともに、学会等を通じた周知活動や情報収集、各大学との情報交換や、官の勤務経験を評価する大学に関する情報の提供など、勤務先の選択肢として認知されるような若手研究者への情報提供に取り組む。

さらに、総務省においては、①ビッグデータ等の活用や、大学等と連携した標本抽出・推定方法など高度な統計技術の研究・開発成果などの活用も含めた研修内容の充実・強化、②オンライン講座をより有効的に実施できるよう受講者からの質問を受け付けるなど双方向性の確保や、増加する受講希望者に対応するため大量のアクセスに耐えうるシステムの増強、③各府省や地方公共団体に対する講師派遣等を行う。また、総務省は、統計部門の人材育成という観点に加え、EBPMの推進という観点から、統計部門以外の職員に対する統計知識の習得を促すため、統計の作成、利用に必要な理論や分析手法などに関する知識及び技能、統計的思考力の習得を目的とした研修の充実等に加え、国・地方公共団体の職員が広く学習すべき項目の選定や研修カリキュラムの開発、研修機会の拡大などに取り組む。